# 介護サービス事業者等

# 自主点検表

## 認知症対応型共同生活介護

及び

## 介護予防認知症対応型共同生活介護

事業所の名称	
記入者 職氏名	
実施年月日	

### 介護サービス事業者等自主点検表の作成について

#### 1 趣旨

利用者に適切な介護サービス又は介護予防サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか、常に確認することが必要です。

ついては、地域密着型介護サービス事業所等ごとに、法令、指定基準等を基に、自主点検表を作成しましたので、事業所でご活用ください。

#### 2 実施方法の目安

- (1) 年1回以上定期的に実施することにより、随時自らの運営状況等について点検してください。
- (2) 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- (3) 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を〇で囲ってください。 基本的には、右側に〇が付く場合基準違反となりますので、改善を図ってください。
- (4) 判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。
- (5) この自主点検表は「認知症対応型共同生活介護」の運営基準等を基調に作成されていますが、指定認知症対応型共同生活介護事業者が、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、介護予防認知症対応型共同生活介護についても認知症対応型共同生活介護の運営基準等に準じて(認知症対応型共同生活介護を介護予防認知症対応型共同生活介護に読み替えて)一緒に自主点検してください。

なお、認知症対応型共同生活介護独自又は介護予防認知症対応型共同生活介護独自の運営基準等については、「介護除く」・「介護のみ」と記載していますので御留意ください。

	介護サービス事業者等自主点検表 目次
第1	基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
第2	人員に関する基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
第3	設備に関する基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
第4	運営に関する基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
第5	変更の届出等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

### (注) 本文中の表記については、以下のとおり略しています。

法	⇒	介護保険法(平成9年12月17日交付法律第123号)
施行規則	$\Rightarrow$	介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)
密着基準条例	$\Rightarrow$	大田原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める
		条例(平成24年12月28日条例第37号)
予防基準条例	$\Rightarrow$	大田原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地
		域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基
		準を定める条例(平成24年12月28日条例第38号)
密着解釈	$\Rightarrow$	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準につい
		て(平成24年3月16日老高発0316-1号・老振発0316-1号・老老発0
		3 1 6 - 5号)
平18厚 <del>告</del> 126	$\Rightarrow$	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14
		日厚生労働省告示第126号)
平18厚告128	$\Rightarrow$	指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年
		3月14日厚生労働省告示第128号)
平 1 8 老計 0331005	$\Rightarrow$	「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型
		介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意
		事項について」(平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第033
		1005号・老老発第0331018号)
平18老計0331006	$\Rightarrow$	「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準につい
		て」に規定する研修について(平成18年3月31日老計発第0331006号・老
		振発第0331006号・老老発第0331019号)
平12厚告22	$\Rightarrow$	厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成12年2月10日厚生労働省告示第22
		号)
平12厚告23	$\Rightarrow$	厚生労働大臣が定める者等(平成12年2月10日厚生労働省告示第23号)
平12厚 <del>告</del> 24	$\Rightarrow$	厚生労働大臣が定める地域(平成12年2月10日厚生労働省告示第24号)
平12厚 <del>告</del> 25	$\Rightarrow$	厚生労働大臣が定める基準(平成12年2月10日厚生労働省告示第25号)
平12厚 <del>告</del> 26	$\Rightarrow$	厚生労働大臣が定める施設基準(平成12年2月10日厚生労働省告示第26号)
平12厚 <del>告</del> 27	$\Rightarrow$	厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所
		介護費等の算定方法(平成12年2月10日厚生労働省告示第27号)
平12厚告29	$\Rightarrow$	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年2月10
		日厚生労働省告示第29号)
平12老企54	$\Rightarrow$	通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月30日
		老企第54号)
平 1 8 老計発 1017001	$\Rightarrow$	
		び第 97 条第 7 項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について(平成18年1
		0月17日老計発第1017001号)
平13老155		「身体拘束ゼロ作戦」の推進について(平成13年4月6日老発第155号)
平22老発0601	$\Rightarrow$	構造改革特区における「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の
		受入事業」の一部全国展開について
平21老高発1225 	$\Rightarrow$	既成市街地等及びこれに準ずる地域における認知症対応型共同生活介護事業所の設
		備に関する基準の取扱について

主眼事項	着眼点	根拠法令等(※確認資料)
第1 基本方針	認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとして行われているか。	法第78条の3第1項 密着基準条例第109条 ※事業所指定通知(更新通知)
	[介護予防] 介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとして行われているか。	法第 115 条の 12 第 1 項 予防基準条例第 70 条
*第2 人員に関 する <u>基準</u>		法第78条の4第1項
カルス 1 従業者の員 数等	事業者が、認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき 従業者の員数は、次のとおりとなっているか。	密着基準条例第 110 条 ※勤務表、タイムカード等
(1)介護従業 者	(1) 共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上としているか。	密着基準条例第 110 条第 1 項 密着解釈第 3 の五の 2 の(1)の①のイ
	(2) 共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)を行わせるために必要な数以上となっているか(ただし、共同生活住居の数が3である場合において、当該住居がすべて同一の階において隣接し、従業者が利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造であって、事業者による安全対策が講じられ、安全性が確保されていると認められる場合は、2人以上で可。)。	密着基準条例第 110 条第 1 項
	(3) (1)の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。	密着基準条例第110条第2項
	(4) (1)及び(2)の介護従業者のうち1以上の者は、常勤となっているか。 いる・いない	密着基準条例第 110 条第 3 項 ※勤務表

(2) 計画作成担 当者

(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サ ービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識 及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画 の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職 務に従事する計画作成担当者としているか。

密着基準条例第110条第5項 ※勤務表、資格証、研修修了証

いる・いない

(2) 計画作成担当者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了 している者となっているか。

密着基準条例第110条第6項

いる・いない

別に厚生労働大臣が定める研修:都道府県及び指定都市が実 施する「実践者研修」又は都道府県及び指定都市が実施し た「基礎課程」

平 18 老計 0331006 の 1

(3) 計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をも | 密着基準条例第110条第7項 って充てているか。

いる・いない

サテライト型事業所において、介護支援専門員である計画作 成担当者に代えて配置している場合、(2)の別に厚生労働大臣 が定める研修を修了しているか。

密着基準条例第110条第9項

いる・いない

(4) 計画作成担当者である介護支援専門員は、介護支援専門員 | 密着基準条例第110条第8項 でない他の計画作成担当者の業務を監督しているか。

いる・いない

(5) 介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホ | 密着基準条例第 110 条第 10 項 一ムの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の 認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務 経験を有すると認められる者をもって充てているか。

いる・いない

2 管理者

(1) 共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者 を置いているか。

密着基準条例第 111 条第 1 項 ※勤務表、経歴書、研修修了証

いる・いない

管理者が、当該共同生活住居における他の職務に従事して いる場合、利用者の処遇に支障がないか。

密着基準条例第 111 条第 1 項

ない・ある

・サテライト型事業所の共同生活住居の管理者を本体事業所 の管理者をもって充てている場合、利用者の処遇に支障が ないか。

密着基準条例第111条第2項

ない・ある

(2) 管理者は、適切な認知症対応型共同生活介護を提供するた │ 密着基準条例第 111 条第 3 項 めに必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人 デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、認 知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等 として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有 する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了して いるものとなっているか。

研修修了証

いる・いない

別に厚生労働大臣が定める研修: 都道府県及び指定都市が実 | 平 18 老計 0331006 の 2 施する「認知症対応型サービス事業管理者研修」

#### [みなし措置]

下記の研修のいずれも修了している者は、既に必要な研修 を修了しているものとみなして差し支えない。

- ① 平成18年3月31日までに、都道府県及び指定都市が 実施する「認知症(痴呆)介護実務者研修」のうち基礎 課程又は「認知症介護実践研修」のうち実践者研修を修 了した者であって、平成18年3月31日に、現に特別養 護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保 健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の職務 に従事している者。
- ② 都道府県が実施した「認知症高齢者グループホーム管 理者研修」

3 代表者

代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、 介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事 業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者 の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しく は福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有す る者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している ものとなっているか。

いる・いない

別に厚生労働大臣が定める研修:都道府県及び指定都市が実 施する「認知症対応型サービス事業開設者研修」

※ただし、代表者の交代時に上記研修が開催されてないこと により、当該代表者が上記研修を終了していない場合、代 表者交代の半年後又は次回の上記研修日程のいずれか早い 日までに上記研修を終了することで差し支えない。

#### [経過措置]

介護保険法等の一部を改正する法律附則第10条第2項の 規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者とみなさ れた者の代表者については、平成21年3月31日までに、上 記研修を修了していればよい。

密着基準条例第 112 条 ※経歴書、研修修了証

平 18 老計 0331006 の 3

	[みなし措置] 下記の研修を修了している者は、既に必要な研修を修了しているものとみなして差し支えない。 ① 都道府県及び指定都市において実施された「実践者研修又は実践リーダー研修、認知症高齢者グループホーム管理者研修」 ② 都道府県及び指定都市において実施された「基礎課程又は専門課程」 ③ 都道府県及び指定都市において実施された「認知症介護指導者研修」 ④ 都道府県及び指定都市において実施された「認知症所	
*第3 設備に関		※現地確認
する基準 1 共同生活住 居	(1) 認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1以上3以下(サテライト型事業所にあっては、1又は2)となっているか。 いる・いない	密着基準条例第 113 条第 1 項
	(2) 共同生活住居は、その入居定員を5人以上9人以下とし、 居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害 に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要 な設備を設けているか。 ただし、居間及び食堂は、同一の場所で差し支えない。 いる・いない	密着基準条例第 113 条第 2 項及び第 5 項
	・複数の共同生活住居を設ける場合であっても、居間、食堂 及び台所については、それぞれ共同生活住居ごとの専用の 設備となっているか。 いる・いない	密着解釈第3の五の3の(1)
2 居室	(1) 1の居室の定員は、1人となっているか。ただし、利用者 の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることは差し支 えない。 いる・いない	密着基準条例第 113 条第 3 項
	(2) 1の居室の床面積は、9.9平方メートル以上となっているか。 いる・いない	密着基準条例第 113 条第 4 項
3 立地条件	事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるか。ある・ない	密着基準条例第 113 条第 6 項

#### 第4 運営に関 する基準

\*1 内容及び手 続の説明及び 同意

※運営規程、重要事項説明書

事業者は、認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、 あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、 介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択 に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を 行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。

密着基準条例第 128 条 (準用第 9 条) ※運営規程、重要事項説明書、同意

・重要事項を記した文書には、必要な事項(運営規程の概要、 介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、 提供するサービスの第三者評価の実施状況等の利用申込者が サービスを選択するために必要な重要事項)について記載さ れているか。

密着解釈第3の五の4の(16) (準用第 3 n-n 4 n(2))

いる・いない

・提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に 対し、重要事項について、分かりやすい説明書やパンフレッ ト等の文書を交付し、懇切丁寧な説明を行っているか。

密着解釈第3の五の4の(16)(準用第  $3 \circ -0 \cdot 4 \circ (2)$ 

いる・いない

・自己評価及び外部評価の結果について、利用申込者又はその 家族に対する説明の際に交付する重要事項を記した文書に添 付の上、説明しているか。

平 18 老計発 017001 の5の(2)のア ※外部評価報告書

いる・いない

利用申込者の同意は、書面によって確認できるようなってい るか。

密着解釈第3の五の4の(16)(準用第  $3 \circ -0 4 \circ (2)$ 

※契約書一式

2 提供拒否の 禁止

事業者は、正当な理由なく認知症対応型共同生活介護の提供 を拒んでいないか。

いない・いる

いる・いない

密着基準第128条(準用第10条)

#### 提供を拒むことのできる正当な理由:

- (1) 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合。
- ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地 域外である場合。
- ③ 利用申込者に対し自ら適切な指定認知症対応型共同生活 介護を提供することが困難な場合。

密着解釈第3の五の4の(16)(準用第  $3 \circ -0 4 \circ (3)$ 

### の確認

\*3 受給資格等 (1) 事業者は、認知症対応型共同生活介護の提供を求められた 場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資 格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめて いるか。

密着基準条例第 128 条 (準用第 12 条 第1項)

いる・いない

(2) 介護事業者は、(1)の被保険者証に、認定審査会意見が記載 | 法第78条の3第2項 されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定認 | 密着基準条例第 128 条 (準用第 12 条

知症対応型共同生活介護を提供するように努めているか。 第2項) いる・いない 4 要介護認定 |(1) 事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に 密着基準条例第 128 条 (準用第 13 条 の申請に係る 際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要 第1項) 介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請 援助 が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて 速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っている か。 いる・いない (2) 事業者は、居宅介護支援が利用者に対して行われていない 密着基準条例第 128 条 (準用第 13 条 等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の 第2項) 申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効 期間が終了する日の30日前にはなされるよう、必要な援助 を行っているか。 いる・いない \*5 入退居 (1) 認知症対応型共同生活介護は、要介護者であって認知症で 密着基準条例第 114 条第 1 項 あるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障が一 ※サービス提供に関する記録 ない者に提供されているか。 いる・いない (2) 事業者は、入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診 密着基準条例第114条第2項 断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの 確認をしているか。 いる・いない (3) 事業者は、入居申込者が入院治療を要する者であること等 密着基準条例第114条第3項 入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難 であると認めた場合は、適切な他の認知症対応型共同生活介 護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適 切な措置を速やかに講じているか。 いる・いない 自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場 | 密着解釈第3の五の4の(1)の① 合:認知症の原因となる疾患が急性の状態にあり利用対象 者に該当しない者である場合のほか、入居申込者が入院治 療を要する者である場合、当該事業所の入居者数が既に定 員に達している場合等

いる・いない

状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。

慮し、退居に必要な援助を行っているか。

(5) 事業者は、利用者の退居の際には、利用者及びその家族の 密着基準条例第 114 条第 5 項 希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配

(4) 事業者は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の | 密着基準条例第114条第4項

l	いる		いなし
l	いつ	•	いなし

(6) 事業者は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族 │ 密着基準条例第 114 条第 6 項 に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等 への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提 供する者との密接な連携に努めているか。

いる・いない

### 供の記録

\*6 サービス提 (1) 事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居している 共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利 | ※サービス提供記録 用者の被保険者証に記載しているか。

密着基準条例第 115 条第 1 項

いる・いない

いる・いない

(2) 事業者は、認知症対応型共同生活介護を提供した際には、 提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。

密着基準条例第115条第2項

具体的なサービスの内容等:サービスの提供日、サービスの

内容、利用者の状況その他必要な事項

密着解釈第3の五の4の(2)の②

### 受領

\*7 利用料等の (1) 事業者は、法定代理受領サービスに該当する認知症対応型 共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一 部として、当該認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型 介護サービス費用基準額から当該認知症対応型共同生活介護 事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除し て得た額の支払を受けているか。

密着基準条例第 116 条第 1 項 ※契約書、請求書、領収書等

いる・いない

(2) 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない認知症対応 型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける 利用料の額と、認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型 介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じない ようにしているか。

密着基準条例第 116 条第 2 項

いる・いない

(3) 認知症対応型共同生活介護事業者は、上記(1)・(2)の支払を 受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者か ら受けていないか。

密着基準条例第 116 条第 3 項

- ① 食材料費
- ② 理美容代
- ③ おむつ代
- 4 ①から③に掲げるもののほか、指定(介護予防)認知症 対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常 生活においても通常必要となるものに係る費用(その他の 日常生活費)であって、その利用者に負担させることが適 当と認められるもの

いない・いる

(4) 事業者は、上記(3)の費用の額に係るサービスの提供に当た | 密着基準条例第 116 条第 4 項 っては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サー ビスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得 ているか。

いる・いない

(5) 事業者は、地域密着型その他のサービスの提供に要した費 用につき、その支払を受ける際、当該支払をした要介護被保 険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を 交付しているか

法第42の2第9項(準用第41条第 8項)

いる・いない

(6) 事業者は、領収証に要介護被保険者から支払を受けた費用 の額のうち、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用 の額(その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費 用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに 要した費用の額とする。)、食事の提供に要した費用の額及 び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額 を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞ れ個別の費用ごとに区分して記載しているか。

施行規則第65条の5(準用第65条)

いる・いない

8 保険給付の 請求のための 証明書の交付

事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対 応型共同生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供し た指定認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要 と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対 して交付しているか。

密着基準条例第128条(準用第3条 **の** 20)

いる・いない

対応型共同生 活介護の取扱 方針 ((5)~(11)を除き 予防除く)

\*9 指定認知症 (1) 認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進 行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利 用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行われているか。

いる・いない

密着基準条例第 117 条第 1 項 ※ケアプラン、サービス提供記録等

(2) 認知症対応型共同生活介護は、利用者1人1人の人格を尊し 重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で 日常生活を送ることができるよう配慮して行われているか。

いる・いない

密着基準条例第117条第2項

(3) 指定認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活 介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配 慮して行われているか。

密着基準条例第117条第3項

いる・いない

(4) 介護従業者は、認知症対応型共同生活介護の提供に当たっ ては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に 対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように

密着基準条例第 117 条第 4 項

説明を行っているか。

いる・いない

(5) 事業者は、認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため 緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていない か。

密着基準条例第117条第5項

いない・いる

(6) 管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確 | 平13 老155 の2及び3 な事実認識を持っているか。

そのため、管理者は、都道府県等が行うシンポジウム等に 参加し、又は従業者を参加させるなど従業者の意識啓発に努 めているか。

いる・いない

(7) 管理者は、管理者及び各職種の従業者で構成する「身体拘 | 平13 老155 の3及び5 東廃止委員会」などを設置し、事業所全体で身体拘束廃止に 取り組むとともに、改善計画を作成しているか。

いる・いない

(8) 事業者は、(5)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及 │ 密着基準条例第 117 条第 6 項 び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得な い理由を記録しているか。

いる・いない

(9) 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる 措置を講じているか。

密着基準条例第117条第7項

- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことも可)を3月に1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周 知徹底を図っているか
- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか
- ③ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定 期的に実施しているか

いる・いない

- (10) 事業者は、自らその提供する認知症対応型共同生活介護の 質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評 価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図って いるか。
- 密着基準条例第117条第8項

- ①外部の者による評価
- ②運営推進会議における評価

いる・いない

(11) 事業者は、原則として少なくとも年1回外部評価を受けて | 平18 老計発017001 の2 いるか。

いる・いない

(12) 評価の実施を担保する観点から、それらの結果を入居(申) 込) 者及びその家族へ提供するほか、事業所内の外部の者に も確認しやすい場所に掲示する方法や、市町村窓口、地域包 括支援センターに置いておく方法、インターネットを活用す る方法などにより、開示しているか。

密着解釈第3の五の4の(4)の(4)

いる・いない

型共同生活介 護計画の作成 (予防除く)

\*10 認知症対応 (1) 管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計 画の作成に関する業務を担当させているか。

いる・いない

密着基準条例第 118 条第 1 項 ※ケアプラン、サービス提供記録等

(2) 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所 介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等に より、利用者の多様な活動の確保に努めているか。

いる・いない

密着基準条例第118条第2項

(3) 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置 かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援 助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内 容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成してい るか。

いる・いない

密着基準条例第118条第3項

(4) 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成 | 密着基準条例第 118 条第 4 項 に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対し て説明し、利用者の同意を得ているか。

いる・いない

(5) 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成 した際には、当該計画を利用者に交付しているか。

いる・いない

密着基準条例第118条第5項

(6) 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成 後においても、他の介護従業者及び利用者が当該計画に基づ き利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続 的に行うことにより、当該計画の実施状況の把握を行い、必 要に応じて当該計画の変更を行っているか。

密着基準条例第118条第6項

いる・いない

(7) 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の変更 を行なう際も(2)から(5)に準じて取り扱っているか。

密着基準条例第118条第7項

いる・いない

防認知症対応 型共同生活介 護の基本取扱

\*11 指定介護予 (1) 介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者の介護予防 に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。 いる・いない

予防基準条例第87条第1項 ※ケアプラン、サービス提供記録等 方針 (予防のみ) (2) 事業者は、介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当 | 予防基準条例第87条第3項 たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した 日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする ものであることを常に意識してサービスの提供に当たってい るか。

いる・いない

(3) 事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用すること ができるような方法によるサービスの提供に努めることと し、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの 提供を行わないよう配慮しているか。

予防基準条例第87条第4項

いる・いない

(4) 事業者は、介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当 たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその 他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよ う適切な働きかけに努めているか。

予防基準条例第87条第5項

いる・いない

\*12 指定介護予 防認知症対応 型共同生活介 護の具体的取 扱方針 (予防のみ)

介護予防認知症対応型共同生活介護の方針は、第69条に規 定する基本方針及び第86条に規定する基本取扱方針に基づ き、次に掲げるところによるものとしているか。

予防基準条例第88条

(1) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たって は、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適 切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環 境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っている か。

予防基準条例第88条第1号

いる・いない

② 計画作成担当者は、①に規定する利用者の日常生活全般の 状況及び希望を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、介護 予防認知症対応型共同生活介護の目標、当該目標を達成する ための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間 等を記載した介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成 しているか。

予防基準条例第88条第2号

いる・いない

③ 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計 画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活 動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確 保に努めているか。

予防基準条例第88条第3号

いる・いない

④ 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計 画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家 族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。

予防基準条例第88条第4号

いる・いない

⑤ 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計 | 予防基準条例第88条第5号 画を作成した際には、当該介護予防認知症対応型共同生活介 護計画を利用者に交付しているか。

いる・いない

⑥ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たって は、利用者1人1人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役 割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができる よう配慮して行っているか。

予防基準条例第88条第6号

いる・いない

⑦ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たって は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用 者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。

予防基準条例第88条第7号

いる・いない

⑧ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たって は、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対 し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説 明を行っているか。

予防基準条例第88条第8号

いる・いない

⑨ 計画作成担当者は、他の介護従業者及び利用者が介護予防 認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の介護予 防サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、 介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づくサービスの 提供の開始時から、当該介護予防認知症対応型共同生活介護 計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまで に、少なくとも1回は、当該介護予防認知症対応型共同生活 介護計画の実施状況の把握(モニタリング)を行うとともに、 利用者の様態の変化等の把握を行っているか。

予防基準条例第88条第9号

いる・いない

① 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に 応じて介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更を行っ ているか。

予防基準条例第88条第10号

いる・いない

① 介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更について は、①~②の規定に準じて行われているか。

予防基準条例第88条第11号

いる・いない

\*13 介護等

(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援 と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われ ているか。

いる・いない

密着基準条例第119条第1項 ※ケアプラン、サービス提供記録等 (2) 事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当 | 密着基準条例第 119 条第 2 項 該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受 けさせていないか。

いない・いる

(3) 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護 従業者が共同で行うよう努めているか。

密着基準条例第119条第3項

いる・いない

14 社会生活上 の便官の提供

|(1) 事業者は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努 | 密着基準条例第120条第1項 めているか。

いる・いない

(2) 事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に 対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困 難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っている か。

密着基準条例第 120 条第 2 項

いる・いない

(3) 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用 者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めている か。

密着基準条例第 120 条第 3 項

密着基準条例第128条(準用第28条)

いる・いない

15 利用者に関 する市町村へ の通知

事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を受けている利用 者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を 付してその旨を市町村に通知しているか。

- ① 正当な理由なしに指定認知症対応型共同生活介護の利用 に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を
- ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受 けようとしたとき。

増進させたと認められるとき。

いる・いない

16 管理者によ る管理

管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地 域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密 着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は 社会福祉施設を管理する者となっていないか。

ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等 により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限り でない。

いない・いる

密着基準条例第 121 条 ×勤務表

\*17 緊急時等の 対応

介護従業者は、現に指定認知症対応型共同生活介護の提供を 行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要 な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定認知症 対応型共同生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行 う等の必要な措置を講じているか。

密着基準条例第128条(準用第99条) ※医療機関の承諾書等

	いる・いない	
18 管理者の責 務	(1) 管理者は、従業者の管理及び指定認知症対応型共同生活介 護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他 の管理を一元的に行っているか。 いる・いない	密着基準条例第 128 条(準用第 212 条第 1 項)
	(2) 管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 いる・いない	密着基準条例第 128 条(準用第 212 条第 2 項)
*19 運営規程	事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 いる・いない	密着基準条例第 122 条 ※運営規程
	<ol> <li>事業の目的及び運営の方針</li> <li>従業者の職種、員数及び職務内容</li> <li>利用定員</li> <li>認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</li> <li>入居に当たっての留意事項</li> <li>非常災害対策</li> <li>虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>その他運営に関する重要事項なお、その他運営に関する重要事項として、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。</li> </ol>	
*20 勤務体制の 確保等	(1) 事業者は、利用者に対し、適切な指定(介護予防)認知症 対応型共同生活介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制 を定めているか。 いる・いない	密着基準条例第 123 条第 1 項 ※勤務表
	・共同生活住居ごとに、介護従業者の日々の勤務体制、常勤・ 非常勤の別、管理者との兼務関係、夜間及び深夜の勤務の 担当者等を明確にしているか。 いる・いない	密着解釈第3の五の4の(9)の①
	(2) (1)の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しているか。 いる・いない	密着基準条例第 123 条第 2 項
	(3) 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。また、全ての従業者(資格を持たない者)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための適切な措置を講じているか。	密着基準条例第 123 条第 3 項 ※研修計画等 密着解釈第 3 の四の 4 の(9)の⑤

いる・いない	
(4) 事業者は、職場で行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	密着基準条例第 123 条第 4 項
いる・いない	
事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 いる・いない	密着基準条例第 128 条(準用第 102 条第 1 項) ※消防訓練実施計画書等
・上記訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているかいる・いない	密着基準条例第 128 条(準用第 102 条第 2 項)
(1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、計画に従い必要な措置を講じているか。	密着基準条例第 128 条 (準用第 32 条の 2 第 1 項)
いる・いない	
(2) 従業者に対して、業務継続計画について周知するとともに、 必要な研修及び訓練を定期的に(年2回以上)実施している か。	密着基準条例第 128 条 (準用第 32 条の 2 第 2 項)
いる・いない	
(3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に 応じて計画の変更を行っているか。 いる・いない	密着基準条例第 128 条 (準用第 32 条の 2 第 3 項)
(1) 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は 飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上 必要な措置を講じているか。	密着基準条例第 128 条(準用第 217 条第 1 項)
(10 · (1/4))	
(2) 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように以下の措置を講じているか。	密着基準条例第 128 条(準用第 217 条第 2 項)
①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話等の活用も可)をおおむね6か月に1回以上開催し、その結果について従業員に周知を図ること。 ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備するこ	
	(4) 事業者は、職場で行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 いる・いない事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 いる・いない ・上記訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか いる・いない (1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、計画に従い必要な措置を講じているか。 いる・いない (2) 従業者に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に(年2回以上)実施しているか。 いる・いない (3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行っているか。 いる・いない (1) 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。 いる・いない (2) 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように以下の措置を講じているか。 いる・いない ①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話等の活用も可)をおおむねらか月に1回以上開催し、その結果について従業員に周知を図ること。

③従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修 (年2回以上)及び訓練を定期的(年2回以上)に実施する こと。 (3) インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジ │ 密着解釈第3の五の4の(13) (準用第 オネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止する  $3 O \equiv O 3 O(8)O(2)$ ための措置等について、別途通知等が発出されているので、 これに基づき、適切な措置を講じているか。 いる・いない (4) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。 密着解釈第3の五の4の(13)(準用第 いる・いない  $3 \, \mathcal{O} \equiv \mathcal{O} \, 3 \, \mathcal{O}(8) \mathcal{O}(2)$ \*24 定員の遵守 事業者は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させていな 密着基準条例第 124 条 いか。 ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この 限りでない。 いない・いる 25 協力医療機 (1) 事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじ 密着基準条例第 125 条第 1 項 め、協力医療機関を定めているか。 ※医療機関の承諾書等 いる・いない (2) 事業者はあらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう 密着基準条例第 125 条第 2 項 努めているか。 いる・いない (3) 事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急 | 密着基準条例第 125 条第 3 項 時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えてい るか。 いる・いない 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業 密着基準条例第128条(準用第34条) 者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資する と認められる重要事項を掲示しているか。または、重要事項を 記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係 者に自由に閲覧させているか。 いる・いない

26 掲示

関等

\*27 秘密保持等 (1) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者 又はその家族の秘密を漏らしてはいないか。

いない・いる

(2) 事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由 | 密着基準条例第 128 条 (準用第 35 条 がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏 | 第2項) らすことがないよう、必要な措置を講じているか。

いる・いない

密着基準条例第 128 条 (準用第 35 条 第1項)

(3) 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。

密着基準条例第 128 条 (準用第 35 条 第 3 項)

いる・いない

\*28 広告

事業者は、事業所について広告をする場合においては、その 内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。

密着基準条例第128条(準用第36条)

いない・いる

29 居宅介護支 援事業者に対 する利益供与 等の禁止 (1) 事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要 介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対 償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。

いない・いる

(2) 事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該 共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金 品その他の財産上の利益を収受していないか。

密着基準条例第 126 条第 2 項

密着基準条例第 126 条第 1 項

いない・いる

\*30 苦情処理

(1) 事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。

密着基準条例第 128 条 (準用第 38 条 第 1 項)

※苦情処理体制等

いる・いない

必要な措置:具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等。

密着解釈第3の五の4の(16)準用 (密着解釈第3の一の4の(28))

(2) 事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。

密着基準条例第 128 条 (準用第 38 条 第 2 項)

密着解釈第3の五の4の(16)(準用第3

いる・いない ※苦情の記録等

(3) 事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。

0-040(28)0(2)

真の向上に向けた取組を自ら打っているか。 いる・いない

密着基準条例第 128 条 (準用第 38 条 第 3 項)

(4) 事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し、 法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提 出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若し くは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行 う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受け

た場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を 行っているか。

いる・いない

(5) 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善 の内容を市町村に報告しているか。

密着基準条例第 128 条 (準用第 38 条 第4項)

いる・いない

(6) 事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る 利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法 第176条第1項第三号の調査に協力するとともに、国民健 康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合にお いては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っている か。

密着基準条例第 128 条 (準用第 38 条 第5項)

いる・いない

(7) 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場 合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告し ているか。

密着基準条例第 128 条 (準用第 38 条 第6項)

いる・いない

### の対応

\*31 事故発生時 (1) 事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護 の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の 家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行う とともに、必要な措置を講じているか。

密着基準条例第 128 条 (準用第 40 条 第1項)

いる・いない

(2) 事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置に ついて記録しているか。

密着基準条例第 128 条 (準用第 40 条 第2項)

いる・いない

(3) 事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護 の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を 速やかに行っているか。

なお、指定認知症対応型共同生活介護事業者は、賠償すべ き事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加し 入しておくか、又は賠償資力を有しているか。

密着基準条例第 128 条 (準用第 40 条 第3項)

密着解釈第3の五の4の(16)(準用第3 の一の4の(30)の(2))

いる・いない

(4) 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供によ り事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ事 業者が定めているか。

密着解釈第3の五の4の(16)(準用第3  $\sigma - \sigma 4 \sigma (30) \sigma (1)$ 

いる・いない

(5) 事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生 | 密着解釈第3の五の4の(16)(準用第3 を防ぐための対策を講じているか。

0-040(30)0(3)

いる・いない

32 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、下記の 措置を講じているか。

密着基準条例第 128 条 (準用第 40 条 **の**2)

いる・いない

密着解釈第3の五の4の(16)(準用第3  $\sigma - \sigma 4 \sigma (31)$ 

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話等の 活用も可)を定期的に開催し、その結果について従業員に周 知を図ること。
- ②事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年2回以 上)に実施すること。
- ④上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

33 会計の区分

事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定(介 護予防) 認知症対応型共同生活介護の事業の会計とその他の事 業の会計を区分しているか。

いる・いない

密着基準条例第128条(準用第41条)

34 調査への協 力等

事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し、 利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定認知症対応型共 同生活介護が行われているかどうかを確認するために市町村が 行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受け た場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行 っているか。

いる・いない

密着基準第 128 条 (準用第 104 条)

携等

\*35 地域との連 | (1) 事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっ ては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が 所在する市町村の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄 する地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介 護について知見を有する者等により構成される運営推進会議 (テレビ電話装置等の活用も可。)を設置し、おおむね2月 に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推 進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要 な要望、助言等を聴く機会を設けているか。

いる・いない

密着基準条例第 128 条 (準用第 218 条第1項)

※議事録等

(2) 事業者は、(1)の報告、評価、要望、助言等についての記録 を作成するとともに、当該記録を公表しているか。

いる・いない

密着基準条例第 128 条 (準用第 218 条第2項)

(3) 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はそ の自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流 を図っているか。

密着基準条例第 128 条 (準用第 85 条 第3項)

いる・いない

(4) 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認 知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に関し て、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他

密着基準条例第 108 条 (準用第 85 条 第4項)

の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。 いる・いない 36 記録の整備 |(1) 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を|密着基準条例第 127 条第 1 項 整備しているか。 いる・いない (2) 事業者は、利用者に対する認知症対応型共同生活介護の提 密着基準条例第127条第2項 供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日か ら5年間保存しているか。 いる・いない ① 認知症対応型共同生活介護計画 ② 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の 状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 利用者に関する市町村への通知に係る記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) 運営推進会議への報告、評価、要望、助言等の記録 第5 変更の届 法第78条の5 出等 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚 生労働省令 (平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 36 号 「介護保険法 施行規則」第131条の10)で定める事項に変更があったとき、 又は休止した当該指定地域密着型サービスの事業を再開したと きは、厚生労働省令(同上)で定めるところにより、10日以内 に、その旨を市町村長に届け出ているか。 いる・いない ① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表 者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は ④ 事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。) 及び設備の概要 ⑤ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥ 運営規程 ⑦ 協力医療機関(病院) ·協力歯科医療機関 ⑧ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・ 支援体制 ⑨ 当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の 請求に関する事項 ① 役員の氏名、生年月日及び住所

① 本体施設、本体施設との移動経路、併設施設の状況等

① 介護支援専門員の氏名及びその登録番号